

火山事象に関する知見等に係る調査審議事項について

令和3年10月1日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年度第7回原子力規制委員会（令和2年5月28日）において、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会で自然ハザード全般に関する議論ができるような体制の必要性について提案があった。これを受けて、令和2年度第28回原子力規制委員会（令和2年9月30日）において、両審査会での自然ハザード全般に関する調査審議事項について議論が行われ、両審査会へ指示が出された（机上配布資料2）。

上記に基づき、第21回原子炉安全専門審査会・第27回核燃料安全専門審査会（令和2年12月15日）において、以下の事項について火山部会で審議されることが決定された（机上配布資料3及び4）。

○火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

2. 火山事象に関する知見等に係る調査審議について

原子力規制庁では、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を、規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的とした技術情報検討会（以下「検討会」という。）を開催している（参考資料3）。検討会では、添付のフロー図（参考資料4より抜粋）に示すように、2次スクリーニングにて抽出された「要対応技術情報（案）」について検討するとともに、対応が決まらなかった案件は、「更なる調査が必要な案件」と整理する。さらに、「2次スクリーニングアウト」、「1次スクリーニングアウト」した情報についても、その理由を確認するとともに、新たな情報により評価の見直しが必要となった場合には、改めて検討を行う。そして、これらの結果を原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告する手順としている。

上述に示す経緯を踏まえ、検討会において検討した最新の知見のうち、火山事象に関する情報について、火山部会に報告し、ご審議いただく。

3. 調査審議の時期について

火山事象に関する知見等に係る調査審議事項については、年1回程度の調査審議を基本とし、火山部会において、発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対す

る原子力規制委員会の評価について調査審議される際に併せて調査審議することとする。ただし、検討会において、規制への影響が大きいと考えられる知見であると整理された案件が挙げた場合には、火山部会を可及的速やかに開催する場合がある。なお、今後の検討会に諮った最新知見については、検討会の終了後速やかに火山部会の委員に情報共有する仕組みとする。

最新の科学的・技術的知見の収集・分析等の進め方(案)

原子力規制庁長官官房技術基盤グループでは、以下のフローにて国際会議等で得られた最新知見、海外の最新規制情報、安全研究により得られた最新知見及び新たに規制基準に反映すべきと考えられる情報等の収集・分析をしている。なお、緊急性の高い事案は、フローを一部スキップすることがある。

